

Ⅱ 自給率向上重点支援事業

（Ⅰ）麦・大豆等生産拡大地区事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表3のⅠの麦・大豆等生産拡大地区事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、麦、大豆、新規需要米等戦略作物において、産地における生産拡大に向けた計画策定や体制づくり等を実施する麦・大豆等生産拡大推進事業（以下「推進事業」という。）、推進事業を実施するに当たって必要となる小規模土地基盤整備及び共同利用施設の整備を実施する麦・大豆等生産拡大整備事業（以下「整備事業」という。）、都道府県段階における多収性稲種子の需要に応じた安定供給に向けた取組を支援する多収性稲種子の安定供給支援事業から構成される。

第3 推進事業

1 事業の内容

（1）要綱別表3のⅠの1の事業内容の欄に掲げる取組については、以下のとおりとする。

ア 検討会の開催

事業実施主体は、事業実施期間中、自給率の向上に資する取組を実施するため、生産者、農業関係機関、市町村、普及指導センター等で構成する検討会を開催し、次の（ア）から（オ）に掲げる事項について検討を行い、報告書の取りまとめを行う。

（ア）事業計画の妥当性

（イ）自給率向上に資する地域資源（もの、人、情報）の探索や活用状況

（ウ）産地基幹施設や共同利用機械の効率的な利用に係る体制のあり方

（エ）本事業による取組内容や成果を広く周知するための手段

（オ）その他本事業に関する事項

イ 基本的生産技術力強化活動の実施

アの自給率向上に資する取組を実施する上で、生産技術力を強化する必要がある場合は、新品種や新技術の導入、大型機械の共同利用や作業受委託の斡旋、栽培方法の統一化等、産地の生産技術力を強化する取組を実施することができる。

ウ 実証展示ほ場の設置

事業実施主体は、イの生産技術力を強化する取組を実施する場合、新技術の導入や基本栽培技術の徹底による収量や品質向上に係る効果を測定・分析するとともに、当該技術を普及するための実証展示ほ場を設置する。

エ 栽培技術の導入効果の調査・評価

事業実施主体は、ウの実証結果を踏まえ、収量や品質向上に係る効果を測定・分析し、アの検討会に報告するとともに、必要に応じて、現地調査会を開催し、生産者に対して当該技術の内容や導入効果を普及するものとする。また、当該技術の普及に必要なマニュアル等の作成に努めるものとする。

(2) 要綱別表 3 の I の 1 の補助要件の欄の (5) の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

ア (1) のイの生産技術力の強化の取組を実施する上で必要となる経費が、製品の栄養成分や残留農薬の分析に要する経費、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ場の設置や技術講習会の開催、専用農業機械の改良・導入等、当該産品に係る生産技術力を強化するために必要となる経費であること。

イ 推進事業において補助対象とする経費が、推進事業に直接要する別表 1 の経費であって推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費のみであること。なお、その整理に当たっては、別表 1 の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うこととする。

(3) 基本的生産技術の導入の実施基準及び留意事項

技術導入に当たっては、次に掲げる事項に留意することとする。

ア 導入技術の選定及び実証に当たっては、都道府県試験研究機関及び普及指導センター等の支援・指導を受けつつ、連携体制の確保に十分留意すること。

イ (1) のウの実証展示ほ場の設置に当たっては、当該技術の導入による収量や品質向上に係る効果を検証する上で必要かつ十分な規模を確保する観点から、一定の経営規模を有する農家等のほ場に、当該実証展示ほ場を設置し、管理を委託することができるものとし、当該受託者に対する実証展示ほ場の借り上げ相当経費、追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛かり増し経費を、1 作物当たり 3 h a を限度として補助対象経費として計上できるものとする。ただし、実証展示ほ場の借り上げ相当経費については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出することとする。

ウ (1) のエの導入効果の調査・評価に当たっては、作業日誌等の記帳手当、作業時間や経営費等のとりまとめに係る調査員手当、収穫物の品質分析に要する経費、調査票等の作成費を補助対象経費として計上できるものとする。また、現地調査会の開催については、必要な会場借料、移動用バスの借り上げ経費、資料作成費を補助対象経費に計上できるものとする。

エ 導入技術の実証又は普及に必要な機械・設備はリース方式によって導入することができ、当該年度におけるリース料金を補助対象経費に計上できる。また、補助対象経費に計上できる機械・設備の種類は、別表 2 のとおりとする。リース方式による機械・設備の導入に当たっては、リース会社との一般的な契約による場合のほか、当該技術を導入する上で必要となる機械を所有する者が事業に参加する生産者へ有償貸与を行い、当該機械・設備を導入する場合もこれに含み得るものとする。この場合、事業実施年度ごとに必要となるリース料相当額については、次式によって算定された金額を上限とする。ただし、諸経費はリース物件価格の 20 % 以内とする。また、法定耐用年数は減価償却試算の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

$$\text{「リース料相当額」} = (\text{物件残存価格(税抜き)} + \text{諸経費(税抜き)}) \\ \div \text{法定耐用年数のうち残存年数}$$

2 事業の対象

本事業で対象となる戦略作物は、麦、大豆、新規需要米（米粉用米、飼料用米及び稲発酵粗飼料をいう）、加工用米、そば、なたねとする。

3 事業実施主体

（1）要綱別表3のⅠの1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める麦・大豆等生産拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 市町村、普及指導員、農業関係機関等（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、生産者及び本事業における取組に参加する加工業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により協議会を構成すること。

このうち、市町村、地域の普及指導員及び要綱別表3のⅠの2の整備事業を実施する場合にあっては当該事業の事業実施主体を必須の構成員とする。

なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、協議会に参加する生産者が属する全ての市町村が構成員となること。

イ 推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

（2）事業実施地区において農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度実施要綱第2の2の（1）に定めるもの。）等の既存の協議会が存在する場合は、当該協議会を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会においても、（1）のアからエに掲げる要件を満たすものとする。

（3）事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ることにより、5戸以上となるよう努めるものとする。

4 事業実施期間

推進事業の事業実施期間は、新規に事業採択の承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規に事業採択の承認を受けることができる期間は、平成23年度及び平成24年度とする。

5 事業の成果目標

（1）本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を推進事業計画書に

定めなければならない。

(2) (1) の成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

(3) 成果目標については、本事業を実施する地区における戦略作物の増産量を指標として設定するものとする。

6 推進事業計画

(1) 事業実施主体は、推進事業計画を、別記様式第1号により作成するものとする。

(2) 推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

ア 地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）等事業実施地区を含む市町村等を対象とした他の産地の振興を図る計画等との整合が図られていること。

イ 成果目標の目標年度において、市町村内の認定農業者（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の数が減少しないこと又は市町村内の認定農業者への農地集積率が減少しないことが見込まれること。

ウ 推進事業の事業費が100万円以上であること。

(3) 推進事業計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。変更の内容については、次に掲げるものとする。

ア 要綱別表3のIの1の事業内容の欄に掲げる取組の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

7 事業の承認及び着手

(1) 地方農政局長等の承認

ア 地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、次の要件を全て満たす場合に限り、推進事業計画の承認を行うものとする。

(ア) 要綱別表3のIの1の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。

(イ) 推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

(ウ) 事業費に対する成果目標である対象作物の増産量の割合が全国的見地からみて高いと認められること。算定に当たっては、別記様式1号により算定するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(2) 事業の着手

ア 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむ

を得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アのただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

8 事業実施状況の報告

- (1) 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、推進事業計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の推進事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

9 事業の評価

- (1) 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- (2) 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- (4) 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。

(6) 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長等は当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。

ア 成果目標が達成されていないと判断される場合

イ 整備事業により導入した施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合（処理加工施設においては、収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合）

ウ リース事業により導入した機械の生産コスト及び品質向上のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合

(7) 地方農政局長等は、(6)により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

(8) 地方農政局長等は、当該取組終了後、協議会に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 整備事業

1 事業実施主体

- (1) 要綱別表3のIの2の事業実施主体の欄の(6)、(7)、(8)及び(9)に掲げる農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。
- (2) 要綱別表3のIの2の事業実施主体の欄の(9)の生産局長が別に定める農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。
- (3) 要綱別表3のIの2の事業実施主体の欄の(10)の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - ア 事業対象作物を加工・業務用原材料として生産者と基本契約を締結の上購入すること。
 - イ 食品製造業者等の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。
 - ウ 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
- (4) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ることにより、5戸以上となるよう努めるものとする。

2 事業実施等の手続

(1) 整備事業計画の作成及び協議

- ア 要綱第5の1の(1)に基づく整備事業計画の作成及び協議は、整備事業の事業実施主体から別記様式第1号により策定された整備事業計画の提出を受けること等により行うものとする。
- イ 事業実施主体は、アの提出を行う場合、予め関係する市町村及び都道府県と調整を図ることとする。
- ウ 国は、事業実施主体に対し、イの調整結果について、必要に応じ提出を求めることができるものとする。
- エ 整備事業計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。変更の内容については、次に掲げるものとする。
 - (ア) 事業の中止又は廃止
 - (イ) 事業実施主体の変更
 - (ウ) 施行箇所及び設置場所の変更
 - (エ) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
 - (オ) 施設等の新設又は廃止

(2) 地方農政局長等の協議成立の通知

- ア 地方農政局長等は、財政法（昭和22年法律等34号）第34条の2第2項の承認の後、(1)のアの協議が整った場合には、事業実施主体に対し、別記様式第2号

により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、整合性及び妥当性の協議が整わなかった旨を通知するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの協議成立の通知に当たっては、推進事業計画の承認と併せて、通知するものとする。

(3) 事業の着工

ア 事業の実施については、交付決定後に着工するものとする。

イ 事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第8号の入札結果報告・着工届により地方農政事務所を経由して地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第9号により、地方農政事務所を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

ウ イのただし書により交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、事業に着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

エ 地方農政局長等は、イのただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

3 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業の実施状況について、別記様式第4号により、推進事業の実施状況報告と併せて、翌年度の7月末までに協議会と連名で行うものとする。

(2) 国は、事業実施主体に対し、(1)に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(3) 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、(1)による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合）に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

ア 施設等の利用率又は作付率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

4 補助要件・補助率

(1) 要綱別表3のIの2の補助要件の欄の(4)の生産局長が別に定める基準等は、別表3に掲げるとおりとする。

ただし、別表3の第2に掲げる基準について、前年度に当該品目の導入試験等の事前準備の取組を実施している場合にあっては、この限りではない。

(2) 要綱別表3のIの2の補助率の欄の生産局長が別に定める場合及び生産局長が別に定める率は、農用地土壤汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壤汚染対策地域（農用地土壤汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壤汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壤汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除の取組を実施する場合とし、補助率を事業費の20分の11以内とするものとする。

(3) 整備事業の上限事業費

要綱別表3のIの2の事業内容の欄の(2)のアからウに掲げる共同利用施設の整備をする場合にあっては、別表4に掲げる上限事業費の額を超える部分について、補助の対象外とする。

5 事業の実施基準

(1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を

本事業の交付対象とすることは、認めない。

- (2) 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (3) 共同利用施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

ア 補助対象

補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

- イ 補助対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋、廃校等の利用のほか、穀類乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から交付の対象とする。

また、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- ウ 共同利用施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及、高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

ただし、整備事業計画において、戦略作物の増産に取り組む地域において、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設又は集出荷貯蔵施設を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図る等産地収益力の向上に資する取組が組み込まれている場合にあってはこの限りでない。この場合、再編後の施設の利用率が80%以上となるよう、別紙様式第1号により整備計画とともに再編利用計画を策定することとする。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備についても、交付の対象としないものとする。

エ 共同利用施設的能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備事業計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理・加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

オ 本事業で増産に取り組む戦略作物と他の作目で併用する施設の整備については、当該施設的能力又は規模に対する戦略作物の合計処理量の割合が1／3以上占める場合又は当該施設的能力又は規模を戦略作物の処理量に基づいて決定する場合に限る。

カ 本事業で民間事業者が整備する施設で取り扱う作物は、国産とし、かつ、当該施設においては、協議会の構成員である生産者により生産された加工・業務用原材料の処理量を施設全体の処理量の50%以上とする。

キ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

ク ウの既存施設の再編整備を実施する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、以下の点に留意しつつ、実施すること。

（ア）既存施設の最大限の有効活用を図ることを基本とする。

（イ）既存施設の改修等を実施する場合、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、処分制限期間内のものの改修等は対象外とする。

（ウ）既存施設の改修等を実施する場合、既存施設の解体、撤去、処分等に係る経費は補助対象外とする。

ケ 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

（4）事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(5) 共同利用施設の基準等

整備事業の実施における共同利用施設の基準等については別表 5 に掲げるとおりとする。

(6) 事業の対象地域

一般地区整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定による生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

(7) 費用対効果分析

要綱別表 3 の I の 2 の補助要件の欄の（3）の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」を適用することにより費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

6 その他

(1) 不正行為等に対する措置

国は、市町村及び本事業の事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の問題に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第5 多収性種子の安定供給支援事業

1 事業の実施方針等

(1) 事業の実施方針

本事業は、都道府県段階における多収性稲種子の需要に応じた生産及び供給に向け、地域の実情に応じつつ関係機関の連携の下、実施するものとする。

(2) 事業の成果目標

成果目標の内容は、事業の実施により、事業を実施した都道府県における多収性稲種子の安定供給体制の確立が図られることとする。

(3) 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって事業を実施する場合は事業最終年度とすることができる。）とする。

(4) 事業の内容

本事業は、都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けた取組を実施することができるものとし、事業対象となる取組、事業実施主体、事業対象作物は次のとおりとする。また、本事業の交付率は定額とする。

ア 事業対象となる取組

本事業においては、米粉用米・飼料用米等お低コスト生産に資する多収性稲種子を安定的に供給し、米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立に資するため、事業実施主体における次の取組を支援するものとする。

(ア) 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定

米粉用米・飼料用米等の生産状況を把握し、多収性稲種子の需要見通しに基づく生産計画を策定する。

(イ) 多収性稲種子の生産に係る技術指導

多収性稲種子の安定的な生産を行うため、種子生産団体等への技術指導を実施する。

(ウ) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

多収性稲種子の需要量の変動に対応して安定供給を行うため、生産された多収性種子の一部を活用して種子供給量を調整する体制を構築する。

イ 事業実施主体

要綱別表3のⅠの3の事業実施主体の欄の民間団体とは都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けてアの取組を実施する民間団体とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 代表者並びに組織及び運営についての規約の定めがあつて、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること

(イ) 所在又は事業を展開する都道府県の全域又は相当程度の範囲の地域を対象として本事業を実施する民間団体であつて、多収性稲の種子を自ら又は他の機関へ委託すること等によって種子の増殖が実施可能な体制を有している又は有することが確実に見込まれること

(ウ) 当該民間団体の活動によって構築された多収性稲種子の供給体制が、種子の供給を受けようとする特定の者、団体等を排除するものでないこと

ウ 事業対象作物

米粉・飼料用米等の低コスト生産に資する多収性の水稻品種として、別紙に掲げる品種とする。ただし、専ら主食用品種として現に栽培されている品種は対象としないものとする。

2 事業の実施の手続

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県を経由して地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その事業量が最も多い都道府県を経由して、当該都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。この場合、各地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画を経由した都道府県以外の関係都道府県に事業実施計画の写しを送付するものとする。

(3) 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、(1) から (2) までに準じて行うものとする。

(4) 事業実施計画の作成内容及び提出手続

ア 事業実施主体は、別記様式第10号により、(1) の事業実施計画を作成し、事業実施主体が本事業を展開する都道府県を経由して地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。その際、都道府県においては、事業実施主体が当該都道府県において多収性稲種子の安定供給に係る取組を実施するための体制を有しているか等、その妥当性について意見を付して地方農政局長等に提出するものとする。また、原則、各都道府県における事業実施主体数は一つとするものとし、複数の事業実施主体から事業実施計画の提出があり、かつ、事業実施地域に重複がある場合は、当該都道府県は事業実施主体としての妥当性について順位を付すものとする。

イ 事業実施主体は、アの事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ都道府県及び生産者団体と調整を図ることとする。

ウ 国は、事業実施主体に対し、イの調整の結果について、必要に応じ資料の提出を求めることができるものとする。

エ 別に定める公募要領により選定された交付金等交付候補者については、(1) の1の事業実施計画の承認を得たものとする。

オ (1) の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続はア及びイに準じて行うものとする。

(ア) 事業の中止

- (イ) 事業実施主体の変更
- (ウ) 事業実施期間の変更
- (エ) 事業費又は事業量の3割を超える変更

(5) 事業計画の承認基準

地方農政局長等は、事業実施計画の承認に当たり、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。

- ア 取組の内容が、本事業の目的に沿っていること
- イ 取組の内容が、事業実施体制から見て適切であること
- ウ 事業費に対する多収性稲種子の生産計画数量が高いと認められること。

(6) 事業の着手

ア 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第11号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

イ アのただし書きにより交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

ウ アのただし書きにより交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(7) 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

3 推進指導等

国は、地域の実態に即し、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県との密接な連携を図るとともに、農業団体等の協力を得つつ、関係部局が一体となり、事業実施主体に必要な助言及び指導を行うものとする。

4 事業実施期間

本事業における事業実施期間は、単年度で完了することを原則とする。複数年度にわたって事業を行う場合は、毎年度、2の規定に基づき、手続を行うものとする。

5 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、前年度までの執行状況等を判断しつつ、事業実施主体が本事業を実施するのに必要な経費について交付するものとする。

6 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、毎年度、事業実施状況を地方農政局長等に対して報告するものとする。ただし、複数年度にわたって事業を行わない場合、並びに複数年度にわたって事業を行う場合の事業実施最終年度については、この報告を要しないものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画の提出先である地方農政局長等に対して報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式第12号により、翌年度の7月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、(1)の規定による事業の実施状況報告の内容について検討して、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

7 事業の評価

事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の実施年度の翌年度（複数年にわたって事業を実施した場合は事業実施最終年度の翌年度）において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式13号より作成した成果報告書を目標年度の翌年度の7月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画の提出先である地方農政局長等に対して報告するものとし、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等による事業評価

ア 地方農政局長等は、(1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、適切な措置を講じるものとする。

なお、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

イ 点検評価

(ア) 地方農政局長等は、提出された成果報告書の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該成果報告書における事業評価が事業実施計画で定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

(イ) 地方農政局長等は、(ア)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(ウ) 地方農政局長等は、天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

(エ) 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 総合評価

地方農政局長等は、イの点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度や事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

エ 評価結果に基づく指導等

(ア) 地方農政局長等は、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(イ) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の9月末日までに生産局長に報告するものとする。

(3) 事業評価結果のとりまとめ等

ア 生産局長は、(2)の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行に反映させるものとする。

イ 事業評価検討委員会

(ア) 生産局長は、本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(イ) (2)のエの(イ)の報告を受けた生産局長は、事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(ウ) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(エ) 生産局長は、事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

- (4) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

8 他の施策等との関係

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 強い農業づくりに向けた取組
- (2) 水田農業構造改革に向けた取組
- (3) 農山漁村活性化に向けた取組
- (4) 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- (5) 農産物の需給の調整のための施策

9 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

10 事業の実施基準

- (1) 1の(4)のアの(ア)の多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定については、多収性稲種子の生産計画の策定、生産計画の策定に向けた多収性稲種子の需要の調査及び検討会等の開催を実施できるものとする。なお、生産計画については、需要調査の結果に基づき、適切な規模のものとする。
- (2) 1の(4)のアの(イ)の多収性稲種子の生産に係る技術指導については、現地指導、現地ほ場の巡回調査、現地研修会の開催、栽培マニュアルの作成等により、多収性稲種子の生産を行う団体等への技術指導を実施できるものとする。
- (3) 1の(4)のアの(ウ)の多収性稲種子の安定供給システムの構築については、一定量の多収性稲種子の保管を行うことにより、多収性稲種子の需要量の変動に対応して供給量を調整する体制の構築を実施できるものとする。この場合における交付対象経費は、安定的な供給量の確保に必要な最小限の多収性稲種子の保管料、保管種子の検査費用及び種子として適さなくなった保管種子の処分料とする。

また、多収性稲種子の安定供給に必要な施設機械の整備については、種子の生産に必要な専用機械の導入を行うことができるものとする。この場合における交付対象経費は、種子の生産に必要な専用コンバイン、種子用低温式乾燥機、種子消毒施設等のリースレンタル料とする。

11 次に掲げる経費は交付対象外とする。

- (1) 種子の生産委託費や機械・資材費等、多収性稲種子の生産活動に直接的に要する経費。なお、10の(3)の専用の施設機械のリース・レンタル料を除く。
- (2) 種子生産以外の多収性稲の生産に係る経費

(3) 本事業による保管種子以外の検査費用及び処分料

12 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6 次の取組は、国の助成の対象としない。

- 1 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- 2 農業経営の改善、農村地域の活性化、バイオマスの利活用の推進又は食の安全・安
の確保その他産地競争力の強化を主目的としない取組
- 3 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 4 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証を除く。）若しくは販売価格支
持又は所得保障
- 5 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジ
オ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

別表 1

推進事業補助対象経費

推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払が翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 2

推進事業のうち技術の導入に係るリース方式で導入可能な農業機械は以下のとおりとする。

作目	機械	備考
水稻	レーザー式均平作業機、不耕起播種機、水稻湛水直播機、栽培管理ビークル、水稻種子コーティング装置	
麦	乗用刈り倒し機、ピックアップアタッチメント、チゼルプラウシーダ、不耕起播種機、施肥播種同時作業機、汎用コンバイン	
大豆	不耕起播種機、栽培管理ビークル、施肥播種同時作業機、レーザー式均平作業機、汎用コンバイン、種子調湿機	
そば	不耕起播種機、汎用コンバイン、施肥播種同時作業機	
なたね	不耕起播種機、汎用コンバイン、施肥播種同時作業機	

別表 3

要綱別表 3 の 1 の補助要件の欄の 2 の（４）の生産局長が別に定める事項は、次のとおりとする。

第 1 整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設・機械（以下「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等からみて妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めるとともに、償却費等を勘案し、適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス及び根拠が適切であること。また、当該投資効率が1.0以上であること。
10 国庫補助分が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12 附帯施設について、不要なものがないこと。
13 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
14 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
15 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設等の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
16 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。

17	適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格、支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。
18	独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
19	管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
20	騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
21	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしていること又は認可等の見込みがあること。
22	施行方法の選択が適切になされていること。
23	入札の方法に関する知識を有していること。
24	事業実施体制が、十分なものとなっていること。
25	地元関係者との合意形成が図られていること。
26	その他法律に定める基準等が満たされていること。

第2 整備事業の実施における面積要件等

品目	面積要件	留意事項
稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 - なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はbの要件を満たしていること。 - a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 - b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
大豆	20ヘクタール	
主要農作物種子		
稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定に	

	より指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。)の面積が25ヘクタール	
麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
そば	5ヘクタール	・そば及びなたねの栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
なたね	10ヘクタール	

中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号。以下同じ。）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (エ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (オ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域とする。

品目	面積要件	留意事項

稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる a 又は b の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる a 又は b の要件を満たしていること a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること	
主要農作物種子 (稲)	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
なたね	5ヘクタール	

別表 4 整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき 900 千円、ただし、100ha 未満の場合は 1,600 千円
乾燥調製施設	・ 種子用の場合を除く。	計画処理量 1 トンにつき 450 千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	・ 種子用の場合を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつき 245 千円、ただし、計画処理量 2 千トン未満の場合は 315 千円 麦にあつては計画処理量 1 トンにつき 450 千円

別表 5

整備事業の実施における共同利用施設の基準等

整備事業の実施における共同利用施設の基準等は以下のとおりとする。

整備事業名等	事業の内容		要件等
耕種作物小規模土地基盤整備			・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。
ほ場整備			
暗きょ施工			
土壌土層改良			・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。 ・水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理

			及びこれに付帯する事業をいう。) 及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土層土壌改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 (a) 「地力増進法」(昭和59年法律第34号) 第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 ただし、離島(離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号) 第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県) 及び山間へき地(山村振興法(昭和40年法律第64号) 第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域) 内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあつては、おおむね1ヘクタール以上とする。 i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール
小規模公害防除			・小規模公害防除を対象として事業を実施する場合にあつては、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする

			る。 (ア) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの (イ) 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公令第9098号厚生省環境衛生局長通知）3－3－2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域 (ウ) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域 ・ 受益面積は10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 - i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 - ii かんがい用排水施設の新設又は改修 - iii 農用地間の地目変換のための事業 なお、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。
耕種作物共同 利用施設整備			・ 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッ

			シュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)、②パレット、③コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)、④可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)、⑤作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。) ⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器(電子天秤を除く。)
共同育苗施設	1	床土及び種もみ処理施設	
	2	播種プラント	
	3	出芽施設	
	4	接ぎ木装置	
	5	幼苗活着促進装置	
	6	緑化及び硬化温室	
	7	1 から 6 までの 附帯施設	
乾燥調製施設	1	荷受施設	・ 稲、麦、大豆及び地域特産物を対象とする場合に限る。 ・ 既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・ 大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。
	2	乾燥施設	
	3	調製施設	
	4	出荷施設	
	5	集排じん設備	

穀類乾燥調製貯蔵施設	6	処理加工施設 (精米施設、もみがら処理加工施設を含む。)	
	7	1 から 6 までの 附帯施設	
			・ 稲、麦、大豆を対象とする場合に限る。 ・ 整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。 ・ 大豆についての処理能力は、年間100トン以上とする。
	1	荷受施設	・ 既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	2	一時貯留施設	
	3	乾燥施設	
	4	調製施設	
	5	貯蔵施設	
	6	均質化施設	
	7	出荷施設	
	8	集排じん設備	
	9	処理加工施設 (もみがら処理加工施設を含む。)	
	10	1 から 9 までの	

		附帯施設	
農産物処理 加工施設			- 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 - また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 - 民間事業者が事業実施主体となる場合は、食品製造業の原料に供する小麦粉、そば粉等一次加工品の製造に必要な施設に限るとともに、小売又は飲食の用に供する食品の製造に必要な施設は補助対象外とする。
	1	加工施設	精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾油機、焙煎機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う設備及び施設とする。
	2	荷受及び貯蔵施設	1 と一体的に整備するものとする。
	3	乾燥及び選別・調製施設	1 と一体的に整備するものとする。
	4	精選及び貯留施設	1 と一体的に整備するものとする。
	5	搬送施設	1 と一体的に整備するものとする。

	6	計量施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	7	出荷及び包装施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	8	残さ等処理施設	・ 1 と一体的に整備するものとする。
	9	1 から 8 までの 附帯施設	
集出荷貯蔵 施設			・ 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する 2 次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。 ・ 消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。 ・ 大豆についての処理能力は、年間100 トン以上とする。
	1	集出荷施設	・ 米及び麦は補助対象外とする。

	2	穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる①品質向上物流合理化施設、②集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、③精米施設とする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、2の「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、3の附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 ① 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 ② 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 ③ 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 ④ 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
--	---	------------	--

	3	1 から 2 までの 附帯施設	
産地管理施設	1	分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 ・ 農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
	2	1 の附帯施設	
用土等供給施設	1	用土供給施設	・ 共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
	2	土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
	3	1 及び 2 の附帯施設	
生産技術高度化施設	1	高度技術導入施設	・ 直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設とする。
	2	1 の附帯施設	

種子種苗生産関連施設	1	種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、温室（温室は隔離栽培用に限る。）、網室及びこれらに附帯する施設（温室及び網室にあつては、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、その他収穫、搬送及び調製装置。）を整備することができるものとする。 ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。
	2	種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置（恒温装置を含む。）、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器（情報管理機器、実験台及び電子天秤を含む。）を整備できるものとする。